

株式会社 清水組 一般事業主行動計画

従業員の働き方の見直しを行いその能力を発揮し、仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施事項について周知する。

対策

- ① 令和4年12月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、従業員に対して周知・啓発を実施する。
- ② 子どもが生まれて父親となる従業員及び所属長に対する研修を実施する。

目標2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性従業員 計画期間内に1人以上取得する。
女性従業員 取得率70%以上を維持する。

対策

- ① 男性も育児休業を取得できることを周知するため、研修会等を実施する。
- ② 育児休業中の従業員で希望する者を対象として、職場復帰のための講習等を実施する。

目標3 計画期間内に、三歳以上小学校就学前までの子を養育する従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を周知する。

対策

- ① 令和4年11月から従業員へのアンケート調査を行い、検討する。
- ② 社内連絡用紙等を活用して従業員に対して周知・啓発を図る。

目標4 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

対策

- ① 令和4年11月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、従業員に対して周知・啓発を実施する。
- ② 社内連絡用紙等を活用して従業員に対して周知・啓発を図る。

目標5 年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

対策

- ① 令和4年11月から年次有給休暇の計画的な取得に向けて検討し、従業員に積極的な取得を促す。

目 標 6 技術系の女性を2人以上採用する。

対 策

- ① 令和4年12月から技術系職種を含め女性が働きやすい職場環境の整備等をする。
- ② 令和4年12月頃から新卒者を含め応募拡大のため、職場訪問会を開催予定。

目 標 7 労働時間等働き方の実施。

法定時間外労働の合計時間数の平均を月45時間未満とする。

対 策

- ① 令和4年12月から法定時間外労働の実態を調査し、時間外労働の削減に向けた問題点を把握し、働き方の整備等をする。
- ② 令和5年1月から時間外労働の削減に向けた取組みを検討し、会社が主体となり従業員に積極的な時間外労働の削減を促す。